

福岡県公報

令和元年10月1日
第 43 号

目次

告 示 (第326号 - 第339号)

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
公 告		
○令和元年度福岡県准看護師試験の実施について	(医療指導課)	6
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	(砂防課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (がん感染症疾病対策課)		7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	12
選挙管理委員会		
○北九州市長選挙における当選の効力に関する審査申立てに対する裁 決	(市町村支援課)	12
公安委員会		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活保安課)	16
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活保安課)	16
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)		17
○年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催		

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 株式会社 野久

(警察本部生活保安課) ……………17

雑報

○令和2年度福岡県農業大学校研修科研修生の募集 (経営技術支援課) ……………18

告示

福岡県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務 の種類	居宅サービス等の提供の有無
調査ラボ福岡合同会社 福岡市西区内浜二丁目23番1号	調査ラボ福岡合同会社 福岡市西区内浜二丁目23番1号	緒方 初夫 昭和34年5月10日 福岡市西区内浜二丁目23番1号 代表社員	令和元年 9月25日	要介護認定 調査事務	無

福岡県告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第294号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田久(c)	宗像市田久五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

田久(1)	宗像市田久五丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘2丁目(a)	宗像市田久五丁目及び自由ヶ丘二丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第295号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田久(c)	宗像市田久五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
田久(1)	宗像市田久五丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
自由ヶ丘2丁目(a)	宗像市田久五丁目及び自由ヶ丘二丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田久(d)	宗像市田久五丁目及び自由ヶ丘二丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
田久(1)	宗像市田久五丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田久(d)	宗像市田久五丁目及び自由ヶ丘二丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
田久(1)	宗像市田久五丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	直方宗像線	前	鞍手郡鞍手町大字新延845番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延1814番15先まで	10.5 ～ 22.0	896.0
			後	鞍手郡鞍手町大字新延845番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延1814番15先まで	10.5 ～ 22.0	

福岡県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方宗像線	鞍手郡鞍手町大字新延1517番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延1814番15先まで

福岡県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上高屋字口ノ岩15の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字向山1301の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解

除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字日焼745の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字日焼740の1、741の2・744の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第337号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

2の規定により次のように告示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の29・1の31（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の31（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第338号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

2の規定により次のように告示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の31（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷1の31（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	322号	前	嘉麻市嘉穂才田71番1先 から 嘉麻市大力711番5先ま で	6.0 ～ 27.3	2,295.5
			前	嘉麻市嘉穂才田71番1先 から 嘉麻市大力711番5先ま で	11.0 ～ 57.6	2,310.0
			後	嘉麻市嘉穂才田71番1先 から 嘉麻市大力711番5先ま で	6.0 ～ 27.3	2,295.5
			後	嘉麻市嘉穂才田71番1先 から 嘉麻市大力711番5先ま で	11.0 ～ 57.6	2,310.0

公 告

公告

令和元年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和2年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和2年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和2年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和2年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和2年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

令和2年2月14日（金曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時00分から行う。

(3) 会場

久留米市御井町1635

久留米大学 御井キャンパス

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所地を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室（以下「医師・看護職員確保対策室」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医師・看護職員確保対策室で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返

還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和2年1月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、令和2年1月10日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、令和2年3月11日（水曜日）午前10時00分に福岡県保健医療介護部医療指導課前廊下に受験番号を掲示するほか、福岡県ホームページに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医師・看護職員確保対策室に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
--------------------	---------------------------

土砂災害特別警戒区域 自由ヶ丘2丁目(a)地区 田久(c)地区	宗像市曲 1592 番地 1 Bio green 株式会社 代表取締役 宮崎 昌也
---------------------------------------	---

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示する。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課に備え置く。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

厚生労働大臣が定める者（平成26年厚生労働省告示第462号）の改正及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定について（平成26年12月3日付け雇児発1203第2号）の改正等に伴い、当然必要とされる規定の整備及び用語の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募を実施しなかったもの。

2 規則の公布日

令和元年8月16日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市干潟字泉719番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区上牟田一丁目12番12号2F

合同会社愛宕浜インベストメント

代表社員 大澤 洋之

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他123社	イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他178社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートリアル桂川土居店

(2) 所在地 嘉穂郡桂川町大字土居字関町810番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス前原店

(2) 所在地 糸島市前原西一丁目902番3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九

州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ダイレックス岡垣店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目362番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス筑紫野店

(2) 所在地 筑紫野市美しが丘南三丁目1番2 外6筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	愛宕二丁目の一部	令和元年9月18日
田川市	平成25年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字夏吉の一部	令和元年9月18日
田川市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字川宮の一部	令和元年9月18日
田川市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊田の一部	令和元年9月18日
田川市	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊加利の一部	令和元年9月18日
宮若市	平成24年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	下有木の一部	令和元年9月18日
田川郡赤村	平成26年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和元年9月18日
田川郡赤村	平成29年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和元年9月18日
田川郡赤村	平成28年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	令和元年9月18日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値撮影（デジタル））

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町内	令和元年6月14日から 令和元年10月11日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀町（一部）	令和元年7月29日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

下水道事業による数値地形図作成

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀町大字上別府他 地内	令和元年7月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量 2級基準点測量 11点

公共測量 3級水準測量 18Km

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡篠栗町～飯塚市	令和元年5月25日から 令和2年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市立花町(国道3号)	令和元年8月19日から 令和2年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、古賀市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（数値地形図データ修正）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
古賀市	令和元年6月20日から 令和2年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大刀洗町	令和元年9月1日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市西区金武の一部 西区姪の浜二丁目の一部	令和元年8月6日から 令和2年3月27日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量 用地測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

築上郡築上町湊

令和元年6月11日から
令和元年10月31日まで**公告**

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和元年10月1日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
太平洋工業株式会社	岐阜県大垣市久徳町 100番地	令和元年9月18日	令和4年9月17日まで

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第40号**

平成31年1月27日執行の北九州市長選挙における当選の効力に関し、13Belsize Road London NW6 4RX U.K荒牧薫、東京都国分寺市東元町四丁目3番10号笠原一郎及び東京都調布市入間町二丁目29番22号平原行人から提起された審査の申立てについて、令和元年9月19日、当委員会は次のとおり裁決した。

令和元年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

裁 決 書

13 Belsize Road London NW6 4RX U.K

審査申立人 荒 牧 薫

東京都国分寺市東元町4丁目3番10号

審査申立人 笠 原 一 郎

東京都調布市入間町2丁目29番22号

審査申立人 平 原 行 人

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年6月24日付けで提起された平成31年1月27日執行の北九州市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が北九州市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、令和元年6月3日付けで異議の申出を却下する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、令和元年6月24日付けで当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人の決定を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てを提起したものである（当該審査の申立てに係る審査申立書が、法定記載事項を欠く等の理由により、令和元年8月26日に補正が行われたものである。）。
その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 電子データ化されPC集計ソフトで集計された開票結果が、悪意のあるソフトウェアの関与等で恣意的に操作された疑いがあるにもかかわらず、投票用紙の票数と一致しているかの確認を選管が怠っており、憲法前文、憲法第11条、14条、15条、31条、98条、99条に違反する。

- 2 他の選挙において、期日前投票箱の夜間の保管時や運搬時に、箱ごとまたは中身のすり替えが疑われる事例が非常に多く、本件選挙においても期日前投票箱がすり替えられている疑いがある。この事実の有無を確認しないまま選挙を確定させることは、憲法前文、上記各条文に違反する。
- 3 当該選挙の選挙人以外に異議の申出の提起を認めないことは、憲法32条に違反する。

裁 決 の 理 由

審査の申立てを提起しうる者は、公職選挙法第206条第2項において、「市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者」とされている。ここにいう「不服がある者」とは、第一審たる異議の申出を提起しうる者が、「選挙人又は公職の候補者」に限られていることに鑑み、不服のある「選挙人又は公職の候補者」に限られるものと解されている。

当委員会において、申立人らの選挙権の状況に関する調査をしたところ、本件選挙の選挙人であった者は一人も認められず、またいずれも本件選挙に係る公職の候補者ではないため、審査の申立てを提起しうる者ではないことが明らかであり、申立人らによる本件審査の申立ては不適法である。

よって、主文のとおり裁決する。

なお、申立人らは異議の申出を当該選挙の選挙人に限定するという上記の公職選挙法の制限が憲法第32条に違反すると主張するが、当該主張についての判例は次のとおりである。

「選挙争訟を提起しうる選挙人を当該選挙区に所属する選挙人に限るとすることは、憲法第三条に違反すると主張するが、憲法の右規定は、何人も自己の権利または利益が不法に侵害された場合には、裁判所に対してその主張の当否を判断し、その損害の救済に必要な措置をとることを求めることができるとを保障したものであるというべきところ、選挙争訟なるものは特定人の権利又は利益の保護が目的でなく、広く選挙人一般に訴訟提起の資格を認める所謂民衆訴訟であって、かかる民衆訴訟は右憲法第三条の要請に基づくものではなく、法律に特別の規定が存する場合に限り認められるものであり（行政事件訴訟法第四二条）、従って選挙争訟を提起しうる選挙人を全選挙人とするか、これを前記のように当該選挙区に所属する選挙人に限るとするかは、立法政策上もしくは公職選挙法の

解釈上の問題であって、憲法上の問題ではない。」（昭和38年6月17日仙台高裁判決）

「上告人の提起した本訴の趣旨は、上告人の所属選挙区以外の他の三選挙区の選挙の結果について異議を主張するものであって、上告人自身の具体的権利義務に影響のある場合にその権利義務について争うものではない。そして、かかる具体的権利義務には直接関係のない事項については、特別の規定のない限り（裁判所法三条一項後段参照）、上告人に出訴の権利、いいかえれば裁判を受ける権利を認めなくとも憲法三二条に違反しない」（昭和39年2月26日最高裁大法廷判決）

以上のとおり、裁判判例において選挙争訟を提起しうる者を当該選挙の選挙人に限定することについて憲法第32条に違反しないと示されているのであるから、その前置手続きである異議の申出及び審査の申立てにおける提起者の制限についても、憲法第32条に違反するものではないというべきである。

令和元年9月19日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤井克巳

委員 吉柳順一

委員 廣田誠一

公安委員会

福岡県公安委員会告示第211号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和元年11月23日（土） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第212号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和元年11月8日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
令和元年11月12日（火） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和元年11月19日（火） 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第213号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和元年10月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年12月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
令和元年12月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和元年12月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年12月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること

。

(4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

(5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

(6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。

(7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

(8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第214号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和元年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和元年11月4日（月・休日）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、10月28日（月）までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

公告

令和2年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

令和元年10月1日

福岡県農業大学校長 大石 裕二

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度
花き（施設花き）	

2 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

3 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする）。
- (2) 研修開始 令和2年4月

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、令和2年1月6日（月曜日）から令和2年2月5日（水曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、令和2年2月5日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

令和2年2月26日（水曜日）

(3) 研修生の決定

令和2年3月4日（水曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

(1) 技術習得研修受講申込書

(2) 下記のうちいずれかの書類

ア 就農計画書（新規就農を志す者）

イ 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）

ウ 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。